

議員提出議案第1号

尼崎市議会委員会条例の一部を改正する条例について  
尼崎市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年5月19日提出

尼崎市議会議員	丸	山	孝	宏
同	開		康	生
同	酒	井		一
同	上	村	富	昭
同	土	岐	良	二
同	辻			修
同	楠	村	信	二
同	宮	城	亜	輻

尼崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

尼崎市議会委員会条例（昭和60年尼崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「。）に」の次に「それぞれ」を加え、同項ただし書中「副委員長3人」を「3人以上5人以下の副委員長」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

決算、予算の審査体制の見直しに伴い、条例改正の必要を認めただの  
で、本案を提出する。